



令和6年8月9日

市政記者クラブ 様

環境局地域環境対策部地域環境対策課
担当課長(環境影響評価・化学物質) 川瀬(972-2676)
課長補佐(有害化学物質対策) 水貝(972-2677)

土壌汚染の報告について

下記のとおり、「土壌汚染対策法」に基づき、土壌汚染の報告がありましたのでお知らせします。

記

- 1 報告者 東レ株式会社
- 2 報告日 令和6年8月7日
- 3 報告の概要
 - (1) 対象地名 東レ株式会社 名古屋事業場 第二工場
 - (2) 所在地 名古屋市港区大江町9番地の1
 - (3) 対象地の概要 工場(昭和39年頃から現在まで)
108,945.46 m² (工業専用地域)
 - (4) 汚染状況



この背景地図等データは、国土地理院ウェブサイトの地理院地図を一部編集して使用している。

項目※1	汚染物質	基準超えの濃度範囲	基準に対する倍率	基準	超過区画数／調査区画数※2
土壌溶出量調査	鉛及びその化合物	0.011～0.69 mg/L	1.1～69 倍	0.01 mg/L 以下	18／61
	ふっ素及びその化合物	0.86～4.5 mg/L	1.1～5.6 倍	0.8 mg/L 以下	19／61
土壌含有量調査	鉛及びその化合物	170～16,000 mg/kg	1.1～110 倍	150 mg/kg 以下	6／61

※1 土壌溶出量は土壌に含まれる汚染物質が地下水に溶け出す量、土壌含有量は土壌に含まれる汚染物質の量を示します。

※2 調査対象地における平面図上で、試料採取によって評価した区画数を示します。

(5) 対象地の状況

地下水調査では基準に適合していたため、地下水汚染の拡散のおそれはありません。
また、対象地は、飛散防止措置等がとられています。

4 本市の対応

報告者に対し、適切な土壌汚染対策を実施するよう指導を行います。
「土壌汚染対策法」に基づく区域の指定を行い、その旨を公示する予定です。

<参 考>

- ① 東レ株式会社名古屋事業場において過去に公表した土壌・地下水汚染（平成 17 年 3 月 28 日公表分）

項目	汚染物質	基準超えの 最大濃度	基準に対する 倍率	基準
土壌溶出量 調査	1,1-ジクロロエチレン	0.075 mg/L	3.8 倍	0.02 mg/L 以下 ^{※1}
	シス-1,2-ジクロロエチレン ^{※2}	38 mg/L	950 倍	0.04 mg/L 以下
	トリクロロエチレン	420 mg/L	14,000 倍	0.03 mg/L 以下 ^{※3}
	ベンゼン	5.6 mg/L	560 倍	0.01 mg/L 以下
	ポリ塩化ビフェニル	0.0021 mg/L	—	検出されないこと
地下水 調査	1,1-ジクロロエチレン	140 mg/L	7,000 倍	0.02 mg/L 以下 ^{※1}
	シス-1,2-ジクロロエチレン ^{※2}	590 mg/L	15,000 倍	0.04 mg/L 以下
	トリクロロエチレン	160 mg/L	5,300 倍	0.03 mg/L 以下 ^{※3}
	ベンゼン	27 mg/L	2,700 倍	0.01 mg/L 以下
ダイオキシン類 調査	ダイオキシン類	3,000pg-TEQ/g	3.0 倍	1,000pg-TEQ/g 以下

※1 平成 26 年度より、0.1 mg/L 以下に変更された。

※2 平成 31 年度より、シス-1,2-ジクロロエチレンは 1,2-ジクロロエチレンに変更された。

※3 令和 3 年度より、0.01 mg/L 以下に変更された。

② 基準を超過した物質の毒性について

【鉛及びその化合物】

急性毒性：嘔吐、腹痛、下痢、血圧降下、乏尿、昏睡。可溶性鉛塩の経口致死量は 10 g といわれている。

*10 g は、今回の土壌溶出量の汚染物質濃度 (0.69 mg/L) では、水 14 kL に含まれる量、土壌含有量の汚染物質濃度 (16,000 mg/kg) では、土 630 g に含まれる量になります。

慢性毒性：高濃度の中毒症状は、貧血、消化管の障害、神経系の障害等。血液中鉛濃度が 0.4~0.5 mg/L を超えて長期間暴露された場合に障害がみられる。

発がん性：国際がん研究機関 (IARC) は、鉛の無機化合物をグループ 2 A (人に対しておそらく発がん性がある) に分類している。また、鉛そのものをグループ 2 B (人に対して発がん性があるかもしれない)、鉛の有機化合物をグループ 3 (人に対する発がん性については分類できない) に分類している。

【ふっ素及びその化合物】

急性毒性：NaF を 6 mg/日以上摂取し続けていると、ふっ素症となり、体重減少、悪心、嘔吐、便秘等をきたす。SiF₄ では、胃軟化症、神経痛等を起こす。

一般成人が一度に 100 mg 以上摂取すると、腹部の激痛、嘔吐、悪心を起こし、2,500 mg 以上の摂取で中毒死する。

*100 mg は、今回の土壌溶出量の汚染物質濃度 (4.5 mg/L) では、水 22 L に含まれる量になります。

慢性毒性：ふっ化物で中毒したラットの場合、腎臓における脂肪酸酸化酵素活性が著しく減少し、また、肝臓中の窒素及び脂肪含量が減少することが見いだされている。また、ふっ素中毒では、炭水化物の代謝障害も見られている。

飲料水等からふっ素を長期間過量に摂取した場合、飲料水のふっ素濃度 2 ppm 以上で斑状歯を生じ、8 ppm 以上で骨硬化症となる。

発がん性：動物実験で発がん性を示すデータがない。

出典「改訂 4 版水道水質基準ガイドブック」「化学物質ファクトシート (環境省ウェブサイト)」
(下線部分は、名古屋市において挿入しました。)